

柏市業務継続計画（感染症編）

令和4年5月
柏市

目次

1	本計画で対象とする感染症	1
2	基本的事項	3
	(1) 策定の趣旨	3
	(2) 市の対応方針	3
	(3) 計画の適用範囲	3
	(4) 被害想定	3
3	感染症等と震災との違い	4
4	柏市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係	6
5	計画策定の効果	6
6	業務の分類	7
	(1) 業務継続の基本方針	7
	(2) 分散勤務等の基本的な考え方	7
	(3) 業務の優先区分	8
	(4) 業務優先区分の判断の流れ	9
7	計画の発動及び解除	10
	(1) 発動及び解除の方法	10
	(2) 発動及び解除の判断基準	10
	(3) 職員の配置	10
	(4) 業務継続のための感染症対策	11
	(5) 市民への周知	11
8	計画の運用	12
	(1) 教育・訓練	12
	(2) 点検・見直し	12

1 本計画で対象とする感染症

感染症法

新型インフルエンザ等対策特別措置法（第2条第1項）
に基づく「新型インフルエンザ等」※1

① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

- ①-1 新型インフルエンザ
- ①-2 再興型インフルエンザ
- ①-3 新型コロナウイルス感染症※2
- ①-4 再興型新型コロナウイルス感染症※2

②-1 指定感染症※3
（感染症法第6条第8項）
特措法第14条の報告に係るものに限る

②-2 指定感染症
（感染症法第6条第8項）
新型インフルエンザ等に含まれないもの

③-1 新感染症※4
（感染症法第6条第9項）
全国性的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る

③-2 新感染症
（感染症法第6条第9項）
新型インフルエンザ等に含まれないもの

④ 一～五類感染症（感染症法第6条第2の6項）
一類 エボラ出血熱等，二類 結核等，三類 コレラ等，四類 A型肝炎等，五類 インフルエンザ等

※1 「新型インフルエンザ等」とは，①新型インフルエンザ等感染症，②-1 指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る），③-1 新感染症（全国性的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）を指す。

※2 令和3年2月の特措法・感染症法改正により追加

※3 即知の感染症のうち，一～三類感染症・新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同時の措置が必要となった感染症（延長含め最長2年）

※4 人から人に伝染すると認められ，即知の感染症と症状等が明らかに異なり，その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症

平成24年5月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

令和元年12月、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が確認され世界的に感染が拡大した。

令和2年3月、特措法が一部改正され、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなして法の適用となった。

令和3年2月、特措法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が一部改正され、「新型インフルエンザ等」に新型コロナウイルス感染症が追加された。

「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）においては、①「新型インフルエンザ等感染症」、③-1「新感染症」（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）を対象としていたが、令和3年2月の特措法・感染症法の一部改正を受け、①-3「新型コロナウイルス感染症」・①-4「再興型コロナウイルス感染症」、②-1「指定感染症」（特措法第14条の報告に係るものに限る）が新たに「新型インフルエンザ等」の対象となった。

本計画で対象とする感染症は、「市行動計画」の対象に加え、感染症法に規定する「新型インフルエンザ等」以外の感染症（②-2指定感染症（「新型インフルエンザ等」に含まれないもの）、③-2新感染症（「新型インフルエンザ等」に含まれないもの）及び④一～五類感染症を新たに対象として加え、これらの感染症が発生した場合、本計画を活用し、市の業務継続体制の確保に努めるものとする。

2 基本的事項

(1) 策定の趣旨

感染症等の影響により一時的に庁舎が使用できない場合や出勤可能な職員数が制限される状況においても、感染症対応のため新たに発生する業務に対応しながら、市民生活の維持に必要な通常業務を滞りなく実施するため、柏市業務継続計画（感染症編）を定める。

(2) 市の対応方針

本計画の目的を達成するため、対応方針を次のとおりとする。

- ア 市民の生命と健康を守ることを第一に、市民生活の維持に不可欠な業務を優先する。
- イ 感染症等の拡大状況及び市職員の出勤状況等に応じ、通常業務の一部を縮小または休止し、優先すべき業務に職員を重点的に配置する。
- ウ 本計画は、実際の状況等に応じ弾力的・機動的に運用する。

(3) 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市長部局（市立病院を除く）、議会事務局、教育委員会（市立学校を除く）及び各種行政委員会とする。（市が実施する全ての業務とする。）

(4) 被害想定

国・県の新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画及び柏市新型インフルエンザ等対策行動計画・柏市保健所業務継続計画における想定を参考として、市民の25%が罹患して、感染症等の流行のピーク時に、最大40%の職員が自身の罹患等により勤務困難となる状況を想定し、「流行のピーク時には平常時の60%の職員数で業務を行う。」という想定での計画とする。

【本市職員の想定委勤務者数】

職員総数 (令和4年4月1日現在)	想定勤務者数(60%)
2,813人	1,688人

※ 消防局職員及び再任用職員含む

※ 短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない

3 感染症等と震災との違い

①感染症等による被害は、人的被害が長期化することで社会経済に大きな影響を与える。また、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

②震災による被害は、人的被害のほか、建物・設備など地域の生活・産業基盤全般にも被害が及ぶ。また、速やかに業務を復旧させることが中心である。

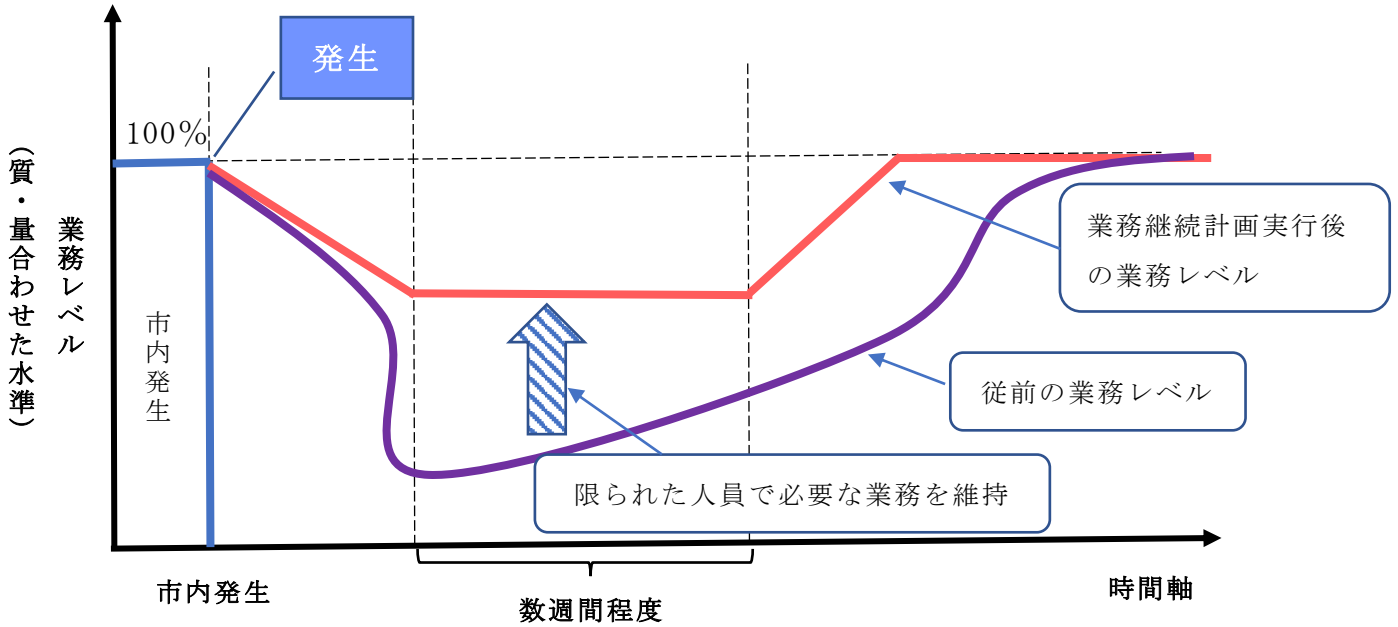
業務継続計画の役割

項目	感染症等	震災
発生	海外で発生の場合は、国内発生まで期間があり準備が可能。	突然発生する。
直接的な被害の内容	主に人に対する被害。時間の経過とともに被害が拡大。	人に対する被害に加え、道路・鉄道・建物・施設・設備等への被害が大きい。
地理的な影響	被害が全世界、国内全域。	被害は地域限定的。被災地外からの支援が可能。
被害期間	第一波の期間が数週間から数ヶ月、その後の第二波、第三波による長期化の可能性あり。	最初の地震が最大被害であることが多く、余震も一定期間継続する。

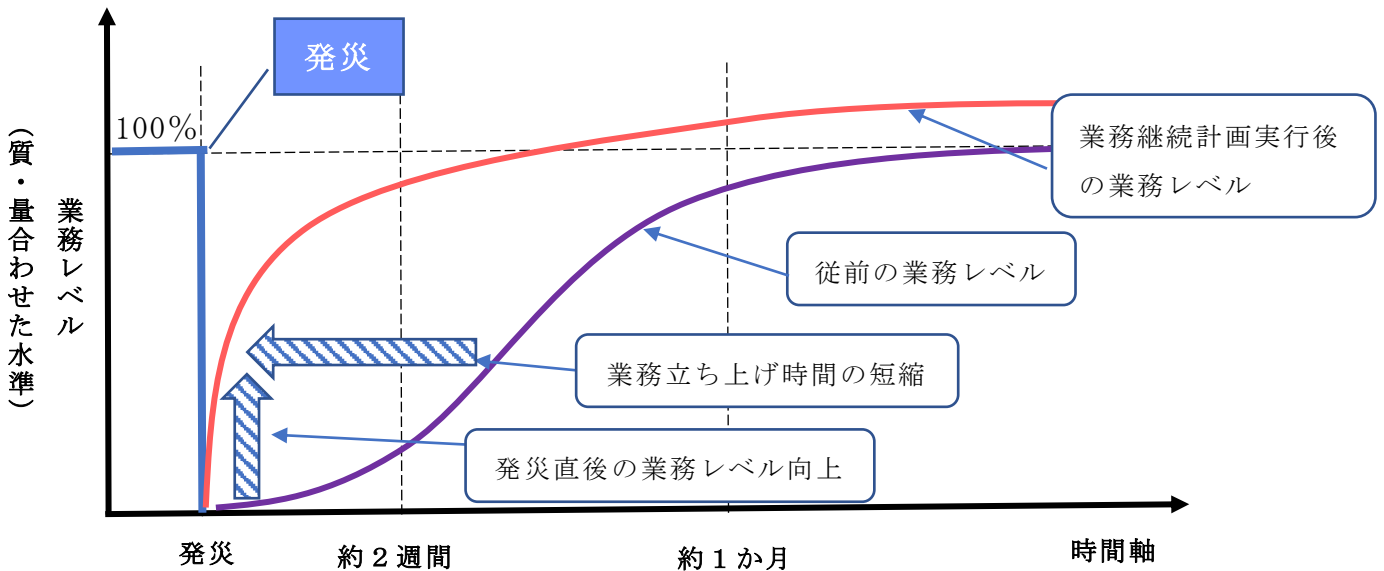
(図1) 感染症等と震災の業務継続計画の役割の違い

「感染症等」

※これを繰り返す。



「震災」



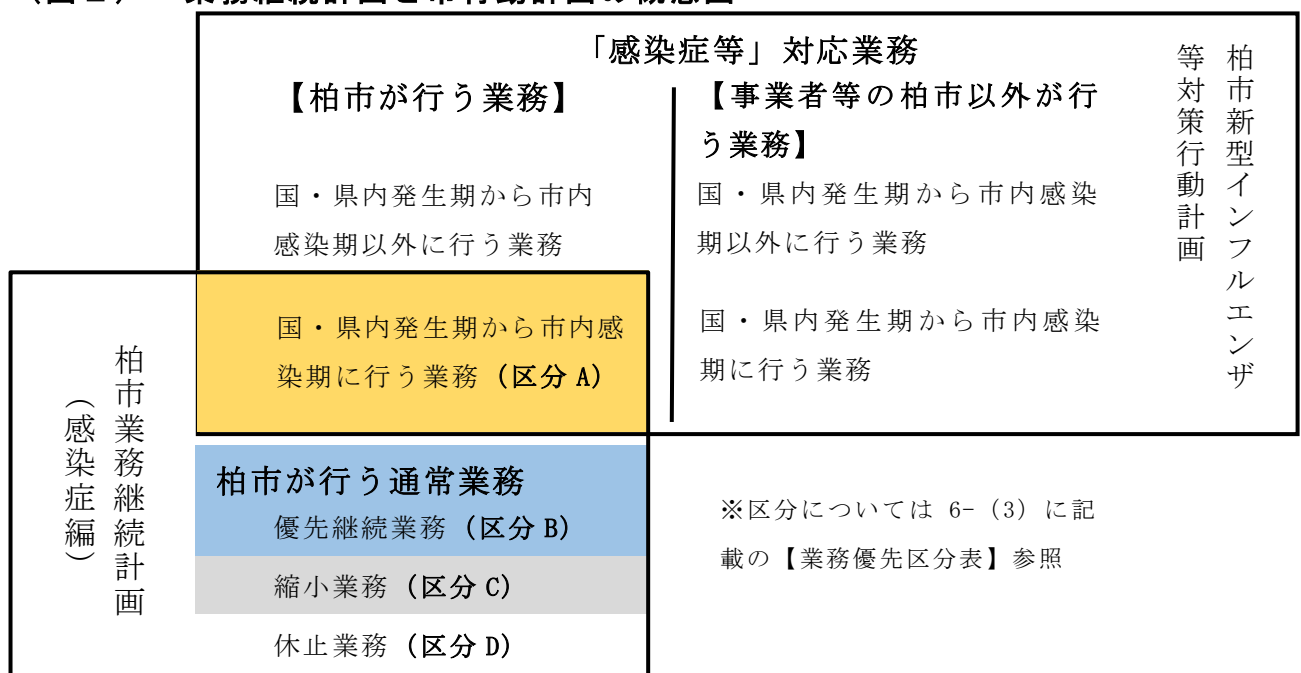
4 柏市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

「市行動計画」は、未発生期から県内・市内感染期及び小康期に至る各段階に応じて、第1段階の海外発生期から取り組むべき「新型インフルエンザ等」対策を定めるもの。

「柏市業務継続計画（感染症編）」は、市が県内感染期から市内感染期の人員等の資源が制約された状況下において、市民生活に必要な行政サービスを維持するため、発生時優先業務を特定するとともに、当該業務の実施を確保するために必要な事項を定めるものである。

「市行動計画」に基づき市が行う対応業務は、業務継続計画で定める発生時の優先業務の中核となる。（図2）

（図2） 業務継続計画と市行動計画の概念図



5 計画策定の効果

- (1) 市が、感染症等県内発生期から市内感染期における業務遂行を円滑に行う体制を構築することにより、市全体の対応能力を高めることができる。
 - (2) 民間企業などの業務継続計画策定の参考となり、行政活動や企業活動の維持に寄与することとなる。
 - (3) 本計画は強毒性の感染症等の発生を想定したものであるが、状況に応じて本計画を弾力的・機動的に類推して適用することにより、弱毒性の感染症等や、その他の感染症等の発生への対応が可能となる。
- (例) 感染症まん延時に、応援職員や併任職員のみで対応するのではなく、業務の外注化や会計年度任用職員を活用することにより、行政による市民や民間企業等へのサービスの低下を防ぐことができる。

6 業務の分類

(1) 業務継続の基本方針

県内・市内感染期における市の業務は、次の方針に基づき実施する。

ア 「感染症等」対応業務を最優先で実施する。

イ 優先継続業務については、適切に継続する。

ウ 「感染症等」対応業務及び優先継続業務以外の業務については、一時的に縮小または休止する。

なお、感染拡大につながる恐れのある業務については極力中止する。

エ 発生時優先業務の実施に必要な人員及び資材等の配分は、全庁横断的に調整する。

感染症等発生時の業務継続の時系列イメージ

発生段階		前段階	第1段階	第2段階	第3段階			第4段階
					県内・市内感染期			
		未発生期	海外発生期	国内発生期	感染症拡大期	まん延期	回復期	小康期
職員の出勤率		100%	100%	100%	100～61%	60%	100～61%	100%
発生時優先業務	「感染症等」対応業務							
	優先継続業務							
その他の業務 (縮小・中止等)								

(2) 分散勤務等の基本的な考え方

感染症等の国内発生期以降には、通勤時や職場内における職員の感染リスクを低減させるため、在宅勤務や時差出勤等（以下「分散勤務等」という。）を導入しながら業務を継続することが重要である。国内発生期以降には、国の基本的対処方針等、県の方針等に基づき、感染症拡大防止及び業務継続体制を確保する。

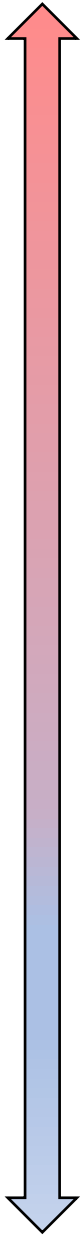
各所属において、分散勤務等に対応できない業務をあらかじめ把握し、対応方法を決めておくことが必要である。

(3) 業務の優先区分

下表及び(4)「業務優先区分の判断の流れ」に基づき、優先区分ごとに業務の分類を行う。

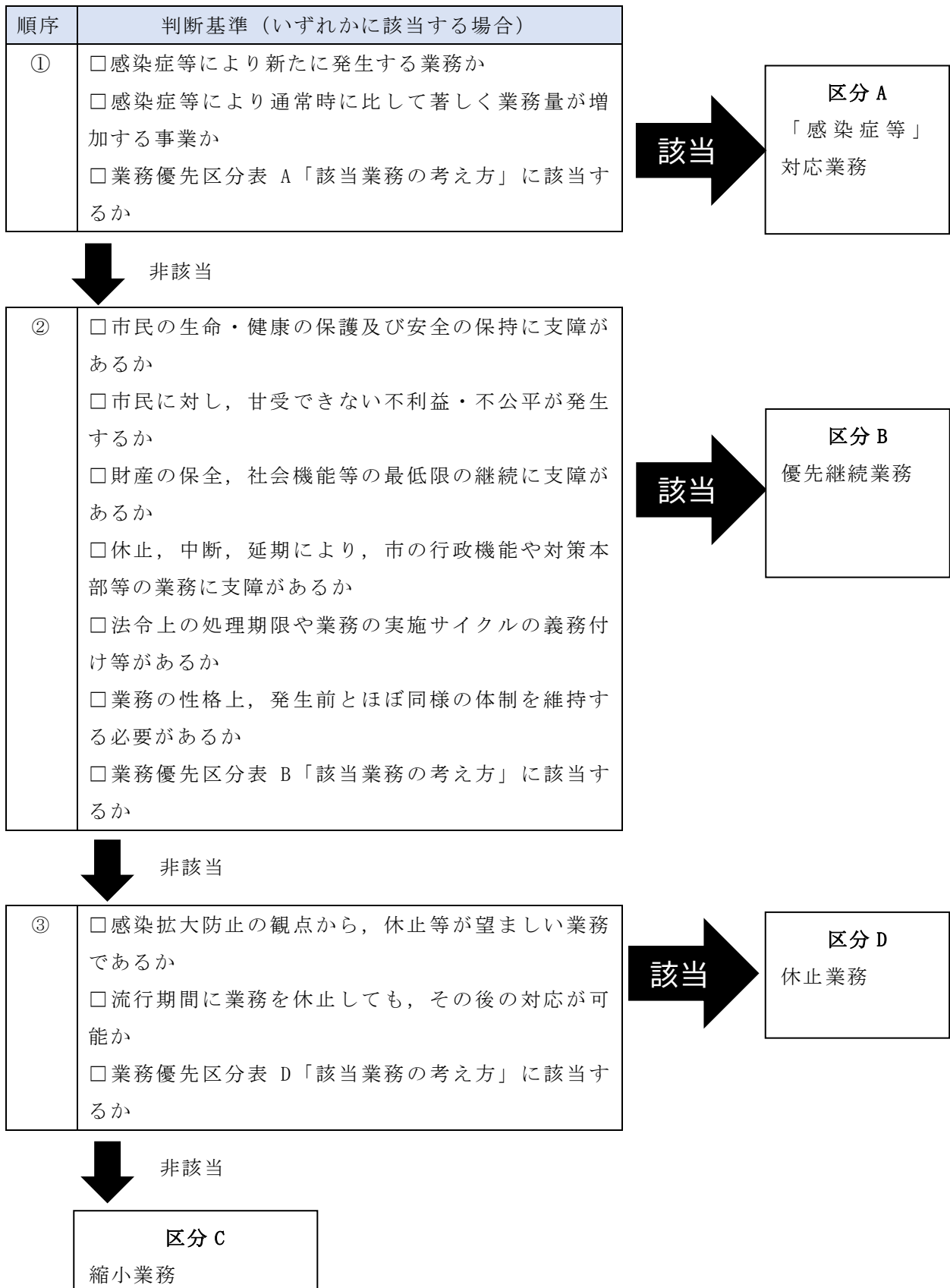
各所属の優先区分をまとめた「業務優先区分一覧」については、「別冊」とする。

【業務優先区分表】

優先度	区分		内容	該当業務の考え方（業務の例示）
 <p>高い</p>	応急対応業務	A	「感染症等」対応業務 感染症等により通常業務に比して著しく業務量が増加する業務や新たに発生する業務で、最も優先して行う業務	①市行動計画で取り組むこととされている業務（サーベイランス、情報の収集・提供等） ②危機管理上必要となる業務（対策本部の運営、市民への情報提供等） ③臨時で実施する経済対策、生活支援に係る業務等
		通常業務	B	優先継続業務 ・業務を縮小せず優先的に継続する業務 ※国から法定業務の休止等の方針が示された場合は、その指示に従う。
	C		縮小業務 業務量の縮小が可能な業務	①対面以外の方法により対応が可能な業務（許認可、届出、交付等の窓口業務） ②継続及び休止以外の業務（内部業務）
	D		休止業務 休止（中断、延期含む）が可能な業務	①多数の人が集まる業務（施設運営、イベント、会議、集会、研修、行事等） ②緊急性を要しない業務（調査・研究・企画業務、地域振興等の付加価値業務等）
低い				

(4) 業務優先区分の判断の流れ

業務優先区分ごとの業務の分類に当たっては、次の基準と流れにより行うことを基本とする。



7 計画の発動及び解除

(1) 発動及び解除の方法

業務継続計画の発動（業務の縮小、休止）及びその解除は、市行動計画に基づき行う。

(2) 発動及び解除の判断基準

発動については、感染症等の拡大状況、職員の勤務状況、国・県及び近隣自治体の状況等を総合的に勘案し判断することとするが、発生段階に応じて段階的に発動することを基本とする。

なお、休止業務（D）及び縮小業務（C）の内容等は、職員の勤務状況等に応じ、弾力的・機動的に変更できるものとする。

解除については、発生段階が「小康期」に入ったことに伴い行うことを基本とする。

※計画の発動及び解除のイメージは、「6 業務の分類」に記載の「感染症等発生時の業務継続の時系列イメージ図」を参照

(3) 職員の配置

ア 職員配置の調整

計画の発動に応じた職員の配置について、職員の勤務状況等により「感染症等」対応業務（A）及び優先継続業務（B）の実施に必要な人員が不足した場合は、縮小業務（C）及び休止業務（D）に従事していた職員を応援職員として配置することとして、①課内、②部局内、③部局間の順で調整を実施する。

課内の調整は当該課で、部局内の調整は当該部局で決定し、部局間で調整が必要な場合は、対策本部が指示する。

また、より実効性の高い職員配置を行うため、配置に際しては職種、資格・免許及び職歴等を考慮する。

イ 各所属における状況把握等

職員配置の調整等を適切かつ円滑に実施するため、各所属において次の状況把握等を行うこと。

区分	項目	内容
事前	必要な資格・免許の把握	業務の実施に必要な資格・免許を把握しておく。
	業務のマニュアル化	業務継続等を実施するために、担当職員が感染等により勤務できなくなることや、応援職員での対応となることを想定し、業務のマニュアル化を進めておく。
発動時	職員の勤務状況の把握	各所属において、所属職員の勤務状況、人数、健康状況等を把握する。 ①職員は、勤務前の検温、健康状態の確認を行う。 ②感染症等により勤務できない職員またはその家族は、所属長に対して電話等により可能な限り早期に報告する。 ③所属長は、上記の報告に対し、勤務できない理由、職員自身の健康状態、家族の健康状態、復帰の目安（当該保健所指示等）を確認する。 ④勤務状況の全体集計を適宜行う。

(4) 業務継続のための感染症対策

業務を継続し、行政機能を維持するためには、市組織全体で感染症対策を徹底することが重要である。

国の方針に基づき、次の対策を適宜実施する。

- ア 職員個人の対策（検温、手洗い、手指消毒、マスク着用、咳エチケット、感染時の対応等）
- イ 勤務体制による対策（分散勤務等）
- ウ 執務環境における対策（配置の見直し（スペースの確保）、消毒及び定期的な換気の実施等）
- エ 指定管理者等（協力要請等）

(5) 市民への周知

柏市業務継続計画を発動及び解除した際には、市HP、かしわメール配信サービス、SNS、報道機関への情報提供など各種媒体を活用して、市民、事業者等へ広く周知を図り、業務の縮小、休止や市の体制移行等について理解と協力を求めるものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、関係機関と連携し情報提供を行うなど、情報格差の発生防止に努めるものとする。

8 計画の運用

(1) 教育・訓練

本計画の実効性を確保するためには、普段からの教育・訓練が重要であり、単に教育・訓練を行うだけでは十分とは言えず、職員一人一人が高い意識を持つことが重要となる。

前提とした感染症等が流行した場合、従来の業務経験・知識だけでは対応できない事態が起こることが考えられる。

こうした事態に備え、所属の業務をどのように行っていくのか常日頃から各所属等において「認識を統一」しておくことが必要である。

(2) 点検・見直し

本計画は、その実効性を維持・向上させる観点から、適宜、点検を実施するとともに、次の場合においては必要に応じて見直し（別冊のみの場合あり）を行うものとする。

- ア 感染症等に関する新たな知見が得られた場合
- イ 国・県から新たな方針や対策等が示された場合
- ウ 訓練等の実施において課題等を把握した場合
- エ 行政組織改編等が実施された場合
- オ 分掌事務，事務区分に変更があった場合
- カ その他見直しが必要な場合